

# 水 卷 町 国 民 保 護 計 画

平 成 1 9 年 2 月

水 卷 町

# 目 次

第1編	総論	1
第1章	町の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	町の責務及び町国民保護計画の位置づけ	1
2	町国民保護計画の構成	1
3	町国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
第4章	町の地理的、社会的特徴	7
第5章	町国民保護計画が対象とする事態	10
1	武力攻撃事態	10
2	緊急処理事態	11
第2編	平素からの備えや予防	14
第1章	組織・体制の整備等	14
第1	町における組織・体制の整備	14
1	町の各課における平素の業務	14
2	町職員の参集基準等	16
3	消防機関の体制	18
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	19
第2	関係機関との連携体制の整備	20
1	基本的考え方	20
2	県との連携	20
3	近接市町および消防本部との連携	21
4	指定公共機関等との連携	21
5	ボランティア団体等に対する支援	22
第3	通信の確保	23
第4	情報収集・提供等の体制整備	23
1	基本的考え方	23
2	警報等の伝達に必要な準備	24
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	26
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	27
第5	研修及び訓練	28
1	研修	28
2	訓練	28

<b>第 2 章</b>	<b>避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</b> .....	3 0
1	避難に関する基本的事項 .....	3 0
2	避難実施要領のパターンの作成 .....	3 1
3	救援に関する基本的事項 .....	3 2
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等 .....	3 2
5	避難施設の指定への協力 .....	3 3
6	生活関連等施設の把握等 .....	3 3
<b>第 3 章</b>	<b>物資及び資材の備蓄、整備</b> .....	3 5
1	町における備蓄 .....	3 5
2	町が管理する施設及び設備の整備及び点検等 .....	3 5
<b>第 4 章</b>	<b>国民保護に関する啓発</b> .....	3 7
1	国民保護措置に関する啓発 .....	3 7
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発 .....	3 7
<b>第 3 編</b>	<b>武力攻撃事態等への対処</b> .....	3 8
<b>第 1 章</b>	<b>初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</b> .....	3 8
1	事態認定前における緊急事態連絡室（仮称）等の設置及び初動措置 .....	3 8
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応 .....	4 0
<b>第 2 章</b>	<b>町対策本部の設置等</b> .....	4 1
1	町対策本部の設置 .....	4 1
2	通信の確保 .....	4 7
<b>第 3 章</b>	<b>関係機関相互の連携</b> .....	4 8
1	国・県の対策本部との連携 .....	4 8
2	知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等 .....	4 8
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 .....	4 9
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託 .....	4 9
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 .....	5 0
6	町の行う応援等 .....	5 0
7	ボランティア団体等に対する支援等 .....	5 0
8	住民への協力要請 .....	5 1
<b>第 4 章</b>	<b>警報及び避難の指示等</b> .....	5 2
<b>第 1</b>	<b>警報の伝達等</b> .....	5 2
1	警報の内容の伝達等 .....	5 2
2	警報の内容の伝達方法 .....	5 3
3	緊急通報の伝達及び通知 .....	5 4
<b>第 2</b>	<b>避難住民の誘導等</b> .....	5 5
1	避難の指示の通知・伝達 .....	5 5
2	避難実施要領の策定 .....	5 6

3	避難住民の誘導	59
4	避難の方法の基本的考え方	64
<b>第5章</b>	<b>救援</b>	<b>66</b>
1	救援の実施	66
2	関係機関との連携	66
3	救援の内容	67
<b>第6章</b>	<b>安否情報の収集・提供</b>	<b>68</b>
1	安否情報の収集	68
2	県に対する報告	69
3	安否情報の照会に対する回答	69
4	日本赤十字社に対する協力	70
<b>第7章</b>	<b>武力攻撃災害への対処</b>	<b>71</b>
<b>第1</b>	<b>武力攻撃災害への対処</b>	<b>71</b>
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	71
2	武力攻撃災害の兆候の通報	71
<b>第2</b>	<b>応急措置等</b>	<b>72</b>
1	退避の指示	72
2	警戒区域の設定	73
3	応急公用負担等	74
4	消防に関する措置等	75
<b>第3</b>	<b>生活関連等施設等における災害への対処等</b>	<b>77</b>
1	生活関連等施設の安全確保	77
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	77
<b>第4</b>	<b>武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等</b>	<b>79</b>
1	武力攻撃原子力災害への対処	79
2	NBC攻撃による災害への対処	81
<b>第8章</b>	<b>被災情報の収集及び報告</b>	<b>84</b>
<b>第9章</b>	<b>保健衛生の確保その他の措置</b>	<b>85</b>
1	保健衛生の確保	85
2	廃棄物の処理	85
<b>第10章</b>	<b>国民生活の安定に関する措置</b>	<b>87</b>
1	生活関連物資等の価格安定	87
2	避難住民等の生活安定等	87
3	生活基盤等の確保	87
<b>第11章</b>	<b>特殊標章等の交付及び管理</b>	<b>88</b>

<b>第4編 復旧等</b> .....	90
<b>第1章 応急の復旧</b> .....	90
1 基本的考え方 .....	90
2 公共的施設の応急の復旧 .....	90
<b>第2章 武力攻撃災害の復旧</b> .....	91
<b>第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等</b> .....	92
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求 .....	92
2 損失補償及び損害補償 .....	92
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん .....	92
<b>第5編 緊急処理事態への対処</b> .....	93
1 緊急処理事態 .....	93
2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達 .....	93
<b>資料編</b> .....	94